

# ほけんだより

新しい学級で過ごすようになり、早2週間が過ぎました。そろそろ心と体に疲れが出る頃かと思います。朝の健康観察の際に、調子が悪そうな場合には、無理せず休養を取るようしてください。



## 視力のお知らせの基準について

本日、視力の結果のお知らせを対象者に配布しました。お知らせが届いた際には、なるべく早めの受診をお願いします。お知らせは以下の結果だったお子さんに出しています。

◇右目・左目のどちらかがB(0.7~1.0)以下の場合

※裸眼・矯正(メガネ)共に、同じ基準で出しています。



## 各健康診断の結果について

今年度から、健康手帳を使用しなくなりました。そのため、各健康診断の結果については、受診のおすすめをするお子さんにのみ配布しています。お知らせが届かないご家庭は、「疾病の疑いなし」ということをご理解ください。

全ての健康診断が終了したら、結果を記載したものを全家庭に配布します。(6月下旬頃)各健康診断で結果が気になる場合には、上ノ原小保健室までお問合せください。

## 災害共済給付制度について

災害共済給付制度とは、学校の管理下及び登下校中に児童に災害(負傷等)が発生したときに使用する互助救済制度です。この給付制度にかかる掛け金は調布市が負担しています。

例えば、「休み時間、校庭で走っていたときにつまずいて転び、地面に歯をぶつけたため、かかりつけの歯科医を受診した」というときや、「体育の時間、跳び箱で着地を失敗し、捻挫をしたため、近くの接骨院を受診した」場合などに対象となります。

### 《給付制度について注意点》

- ・給付を受ける権利は、給付事由が生じた日から2年間行わないと時効になります。
- ・同一の災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ・初診から治癒までの医療費総額が5000円以上(窓口で1500円以上)のものが対象になります。
- ・生活保護法による保護を受けているご家庭には、給付は行われません。
- ・給付の申請は教育委員会を経由するため、給付決定まで3,4か月かかります。

※原則、子ども医療証は使用せずに、保険診療で受診をお願いします。ご不明な点がございましたら、上ノ原小学校保健室までお問合せください。

